

認知症対応型共同生活介護
重要事項説明書

社会福祉法人播陽灘
グループホームいやさか

社会福祉法人播陽灘 重要事項説明書

法人内共通事項

1. 施設経営法人

- | | |
|---------------------|--------------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 播陽灘 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北1丁目 29 番地 |
| (3) 電話番号及び
FAX番号 | TEL 079-247-1122
FAX 079-247-1133 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 田上 龍太郎 |
| (5) 設立年月日 | 平成21年7月23日 |

2. 事業の概要について

社会福祉法人播陽灘（以下 播陽灘という）は（入居者・利用者）に対し介護保険における以下のサービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明いたします。

- (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (2) 指定短期入居生活介護サービス
- (3) 指定介護予防短期入居生活介護サービス
- (4) 指定認知症対応型共同生活介護施設
- (5) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護施設
- (6) 指定小規模多機能居宅型介護
- (7) 指定介護予防小規模多機能居型宅介護

3. 事業の運営方針について

- (1) 播陽灘は、介護保険サービスを受ける方の視点を大切にし、自ら提供するサービスの質の評価を行い、心身の状況等に応じて適切なサービスの提供を実施いたします。
- (2) サービスの提供においては、個人の尊厳を尊重し、介護計画（ケアプラン）に基づき、介護、相談及び援助、機能訓練、健康管理、栄養管理などを行い、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援いたします。
- (3) 事業の運営に当たっては、入居者（利用者）の立場に立った自立支援を中心としたサービスを推進し、「誠意」「清潔」「安全」の心を持って行動し、地域の方々が「ゆとりと笑顔のある暮らし」を実現するために貢献していきたいと考えております。

1. 豊かな社会の実現に向かって「誠意」を持って取り組むこと。

1. 快適な生活が営めるよう「清潔」で安心できるサービスを提供すること。

1. 心のこもったサービスを「安全」に提供すること。

4. 各サービスの受け付け窓口

受け付け場所	グループホーム いやさか事務所
連絡先	〒672-8016 兵庫県姫路市木場 1429 番地 127 TEL 079-245-2525 FAX 079-245-2588
営業日	月曜日 ~ 金曜日
受付時間	9:00 ~ 17:00

5. ご利用施設の概要

(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

指定短期入居生活介護

指定介護予防短期入居生活介護

① 建物構造 (いやさか苑) 鉄筋コンクリート造 3階建て

② 建物の延べ床面積 1916.23㎡

③ 所在地 兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北1丁目29番地

指定認知症対応型共同生活介護施設

指定介護予防認知症対応型共同生活介護施設

指定小規模多機能型居宅介護

指定介護予防小規模多機能型居宅介護

① 建物構造 (グループホームホーム・小規模多機能) 鉄骨造2階建て

② 建物の延べ床面積 1177.38㎡

③ 所在地 兵庫県姫路市木場 1429 番地 127

6. 苦情・相談の受付について

(1) 当法人における苦情の受付

当法人における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けします。

○ 苦情・相談受付窓口 (担当者)

いやさか苑 田上 優佳 (施設長)

グループホームホームいやさか 岡崎 美紗稀 (管理者)

○ 苦情受付責任者 田上 優佳 (いやさか苑施設長)

○ 受付期間 毎週月曜日 ~ 金曜日

9:00 ~ 17:00

(2) 本事業所における苦情受付対応について

本事業所においては、「第三者委員」「運営委員会」「褥瘡予防・医療安全委員会」「虐待防止・身体拘束・事故防止委員会」「感染症対策・業務」等を設置し、苦情の解決にあたり、サービス向上に努めます。

(3) 行政機関その他苦情受付期間

国民健康保険団体連合会	所在地	神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号
	TEL	078-332-5617
	FAX	078-332-5650
	受付時間	月曜日~金曜日 9:00~17:15
姫路市役所 介護保険課	所在地	姫路市安田4丁目1番地 (本庁舎2階)
	TEL	079-221-2923
	FAX	079-221-2444
	受付時間	月曜日~金曜日 9:00~17:00

(4) 第三者委員

第三者委員	梶原 武子 (慶徳寺)
連絡先	TEL 079-246-1212
	受付時間 月曜日～金曜日 (祝日は除く)
第三者委員	橋脇 公彦 (橋脇税理士事務所)
連絡先	TEL 079-288-6884
	受付時間 月曜日～金曜日 (祝日は除く)

7. 身元引受人

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。
なお、入居者において社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、入居者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくことが望ましいと考えております。ただし、これらの方に限定するという趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、入居者の利用料等の経済的な債務については、入居者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。
また、入居者が医療機関に入院する場合や本事業所から退居する場合には、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、本事業所と協力、連帯して退居後の入居者の受入先を確保するなどの責任を負うこととなります。
- (4) 入居者が入居中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品 (日用品や身の回り品等であり高価品は除く) の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。
また、入居者が死亡されていない場合でも、入居契約が終了した後、本事業所に残された入居者の残置物を入居者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。
これらの引取り等の処理にかかる費用については、入居者または身元引受人にご負担いただくこととなります。
- (5) 身元引受人が死亡したり、破産宣告を受けた場合等、身元引受人としての責務を果たせなくなった際には、あらたな身元引受人を立てていただくこととなります。
なお、その際には、入居者にご協力をお願いする場合があります。

指定認知症対応型共同生活介護施設（グループホームいやさか）

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
《姫路市指定 2894000641 号》

本事業所は入居者に対して指定認知症対応型共同生活介護施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいを次の通り説明いたします。

1. ご利用事業所

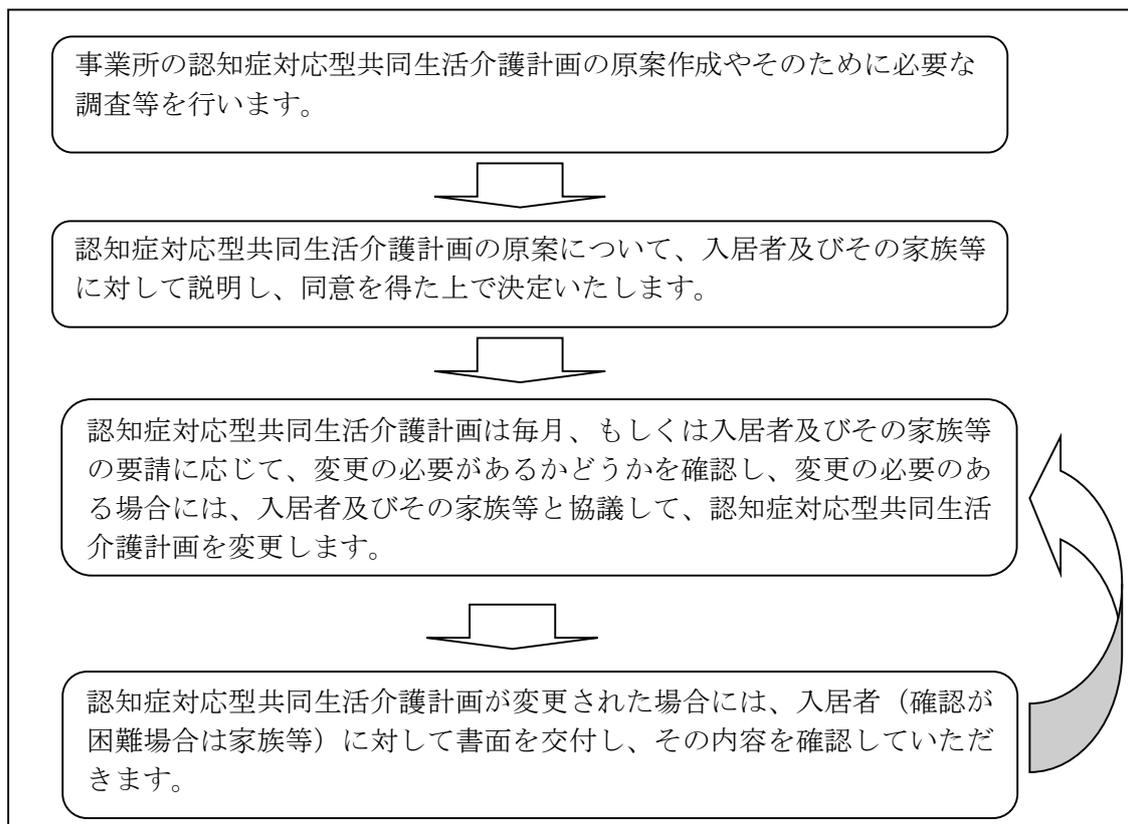
- (1) 事業所の種類 指定認知症対応型共同生活介護
[グループホームいやさか]
平成 28 年 7 月 1 日 姫路市指定 2894000641 号
- (2) 事業所の目的 指定認知症対応型共同生活介護施設は、介護保険法令に従い、入居者が、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入居者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、指定認知症対応型共同生活介護施設サービスを提供します。この事業所は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (3) 名称 グループホーム いやさか
- (4) 所在地 兵庫県姫路市木場 1429 番地 127
- (5) 電話番号及び
FAX 番号 TEL 079-245-2525
FAX 079-245-2588
- (6) 管理者
- (7) 開設年月日 平成 28 年 7 月 1 日
- (8) 交通 電車 山陽電車「八家」駅より徒歩 7 分
車 姫路バイパス「姫路東：インターより 10 分

2. 施設利用対象者

- (1) 本事業所に入居できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要支援 2」以上の認定があり、認知症の診断を受けた少人数での共同生活が可能の方が対象となります。
- (2) 入居契約締結前に、健康診断を受け、診断書の提出をお願いする場合があります。その際に、入院加療を必要とする病状や感染症を有し他の入居者に重大な影響を与えるおそれがあるようなやむを得ない場合には、治癒するまで入居をお断りする場合があります。
このような場合には、入居者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方法については、入居の際に作成する「認知症対応型共同生活介護計画（ケアプラン）」で定めます。作成及びその変更は次の通り行います。



4. 居室の概要

(1) 居室等の概要

本事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備 考
居室	18室	全室個室であり ベッド、洗面台、ナースコール等を完備しております。テレビの設置も可能です。
共同生活室	2室	居室9室に1つ共同生活室があります。共同生活室には、食堂・リビング・キッチン・トイレを配置しています。
浴室	2室	各ユニットに1ヶ所浴室を配置しております。個浴になっており、ゆっくりと入浴を楽しんでいただけます。また、リフトを設置しており、座位保持が困難な方にも入浴をしていただけます。
特殊浴室	1室	2階フロアーに設置しており、個浴での入浴ができない方の入浴時に使用いたします。
地域交流スペース	1室	地域の方、入居者、その家族等の相談やキッチンを使用して地域交流の場としてご使用になれます。

(2) 居室の変更について

入居者、ご家族等からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況やユニットの状況等により、施設内でその可否を決定いたします。また、入居者の心身状況により居室を変更する場合があります。その際は、予め入居者やご家族等と協議の上、決定するものとします。

5. 職員の配置状況

本事業所では、入居者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<職員の配置状況> ユニットごとの職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置 (実人員)	各ユニット 指定基準
管理者	1名	1名以上 (他の職務と兼務可)
計画作成担当者	1名	1名以上 (他の職務と兼務可)
介護職員 (兼務)	3名以上	常勤3名以上

※ 指定指定認知症対応型共同生活介護施設事業及び指指定介護予防認知症対応型共同生活介護施設事業と合わせた職員配置表になっています。

<主な職種の勤務体制>

職 種	標準的な勤務体制 (時間・最低配置人数)
計画作成担当者	日中：① 8：30 ～ 17：30 1名 標準的な時間帯における配置人員 (週4回)
介護職員	日中：① 7：00 ～ 16：00 ② 8：30 ～ 17：30 ③ 13：00～22：00 4名以上 夜間：21：30～7：30 2名以上

※ 夜間勤務配置加算における施設の定める夜間の時間帯は、上記時間帯とは別に定める。

<配置職員の職種>

管理者 …… 施設従業者の管理、利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

計画作成担当者 …… 入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、具体的なサービスのないよう等を明記した認知症対応型共同生活介護計画を作成・運用・管理する。

介護職員 …… 入居者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・援助を行います。

6. 本事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、原則、利用料金の9割又は、8割又は、7割が介護保険から給付

されます。

(※詳細は、別紙「料金表」にてご確認ください。)

① 食事

・本事業所では、栄養並びに入居者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・入居者の自立支援のため、入居者の残存能力に応じて、職員と共同で調理や配膳等

の役割を持って行って頂きます。

[食事時間] 朝食：7：30～8：30 昼食：11：45～12：45
夕食：17：45～18：45

※入居者の体調により、食事時間が前後する場合があります。

② 入浴

- ・入居者の身体状況に合わせて、原則、週2回以上の入浴又は清拭を行います。
- ・寝たきりの方でも、特殊浴槽等を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 健康管理

- ・看護職員、介護職員等が連携して健康維持のための相談・助言等を行います。
(通院対応は、原則として家族対応でお願いします。)

⑤ その他の自立支援

- ・趣味又は嗜好に応じたクラブ活動・レクリエーションをするようにします。
- ・生活のリズムを考え、食事や洗濯、買い物、園芸等を職員と共同で行い、家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるように支援を行います。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。

(2) サービス利用料金 (1日あたり)

別紙の料金表によって、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額 (自己負担額) と居住費及び食費の合計金額をお支払い下さい。

※ サービスの利用料金は、入居者の要介護度に応じて異なります。

(3) 介護保険給付内のサービス利用料金と加算

介護保険負担割合が3割の場合は、利用者負担金が30パーセントになります。

- ①入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護度の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)
償還払いとなる場合、入居者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ② 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者の負担額を変更します。
- ③ 一泊外泊については外泊期間中、全部の食事を摂らない日数分の食事に係る費用は利用料金から差し引きます。
- ④ 入居者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については別表と異なることがあります。
- ⑤ 新規に入居された場合、もしくは30日を超えて入院した後に施設へ戻られた場合には、最初の30日間について初期加算として1日ごとご負担いただきます。
- ⑥ 訪問看護ステーションとの連携により、生活の質の向上を図ります。
看護師による24時間連絡体制を確保、重度化の対応指針を設けています。
医療連携体制加算として1日ごとご負担いただきます。
- ⑦ 退去される利用者に対して、自宅や地域での生活が継続できるよう、相談や支援を行なった場合に1回を限度として退去時相談加算としてご負担いただきます。
- ⑧ 施設の定める夜間の時間帯 (21:00～翌朝 6:00) に働く職員数の平均が 厚生労働省の定める基準を満たしたとき、夜間支援体制加算Ⅱとして1日ごとご負担いただきます。
- ⑨ 認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急の入所が適当と医者

が判断した場合は、認知症行動・心理症状緊急対応加算として1日ごとご負担いただきます。(入居開始から起算して7日を限度)

- ⑩ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う場合、若年性認知症利用者受入加算として1日ごとご負担いただきます。
- ⑪ 認知症日常生活自立度3以上の者が、入所者・入居者の1/2以上、認知症介護実践リーダー研修修了者を、認知症日常生活自立度3以上の者が20人未満の場合は1名以上配置し、20人以上の場合は10又はその端数を増すごとに1名以上配置、職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的実施した場合は、認知症専門ケア加算(Ⅰ)として1日ごとご負担いただきます。認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を1名配置(認知症日常生活自立度3以上の者が10人未満の場合は、実践者リーダー研修修了者と指導者研修修了者は同一人で可)介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施した場合は認知症専門ケア加算(Ⅱ)として1日ごとご負担いただきます。
- ⑫ 看取りに関する指針に基づいた介護体制において看取り介護計画を作成し、同意に基づいた介護が行われた場合、別紙の料金表のとおり、看取り介護加算をご負担いただくこととなります。
- ⑬ 厚生労働省の定める基準において、事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合やサービスを直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の勤務年数の割合などにより、サービス提供体制加算(Ⅰ)、サービス提供体制加算(Ⅱ)、サービス提供体制加算(Ⅲ)いずれかとして1日ごとご負担いただきます。
- ⑭ 介護職員の処遇改善に関する見直しとして、介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取扱いとし、介護職員処遇改善加算として、1日ごとご負担いただきます。

(4) 介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者のご負担になります。

- ① 入居者が使用する居室(ユニット型)の提供
本事業所の居室は国の基準による個室になっておりますので、予め定められて居住費(居室使用料)を1日ごとご負担いただきます。居室の形や向き等が異なっても一律としています。
なお、介護負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記された金額になります。
- ② 入居者への食事の提供
入居者の栄養状態に適した食事を提供します。食材料費及び調理に係る費用として、1日ごとご負担いただきます。自立支援のため、利用者の残存能力に応じて、職員と共同で調理や配膳等の役割を持っていただきます。
- ③ 理髪・美容
本事業所では、出張による理髪サービス(調髪、顔剃など)をご利用いただけます。利用料金として実費をご負担いただきます。
- ④ 教養娯楽費等
入居者の希望により、新聞や雑誌の購読などをされた場合は、実費をご負担いただきます。
- ⑤ 複写物の交付
入居者またはご家族等がサービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には交付いたします。実費相当額として1枚につき10円ご負担いただきます。
- ⑥ 契約終了後における居室占有料金
入居者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(1日あたり食事代も含む)を

ご負担いただきます。

⑦ 料金の変更

制度改正、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は事前に変更の内容と変更する事由について、変更となる1ヵ月前までにご説明いたします。

(5) 利用料金の支払い方法

利用料金・費用については、毎月末日で締め1ヵ月ごとに計算し、翌日の10日までにご請求しますので、その月の20日までに本事業所の窓口での現金又は、振込にてお支払い下さい。

なお、1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(6) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 公仁会 姫路中央病院
所在地	〒672-8043 兵庫県姫路市飾磨区三宅2丁目36番地
連絡先	079-235-7331
診療科	内科、胃腸科、循環器科、神経内科、整形外科、脳神経外科

医療機関の名称	医療法人 芙蓉会 姫路愛和病院
所在地	〒670-0974 兵庫県姫路市飯田3丁目219番地の1
連絡先	079-234-2117
診療科	内科、外科、呼吸器、整形外科、もの忘れ外来

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	つだ歯科
所在地	〒672-8084 兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町1-25
連絡先	079-287-9900

(7) 入居中の医療連携体制について

入居者の日常の健康管理は、下記訪問看護ステーション等との連携により行い、生活の質の向上を図ります。また、訪問看護師による24時間連絡体制を整えます。

医療機関の名称	ゆい看護ステーション
所在地	〒670-0884 姫路市城北本町3番20号
連絡先	079-269-8028

7. 事業所を退所していただく場合 (契約の終了について)

本事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めておりません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、本事業所との契約は終了し、入居者に退所していただくこととなります。

- ① 要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援1と判定された場合
- ② 本事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により本事業所を閉鎖した場合
- ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 本事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 入居者からの退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 本事業所から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 入居者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間内であっても、入居者から本事業所に退所を申し出ることができません。その場合には、退居を希望する日の14日前までに解約のお申し出をして下さい。

ただし、以下の場合は、即時に契約を解約・解除し施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ 入居者が入院された場合
- ④ 本事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 本事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 本事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約の継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、本事業所が適切な対応をとらない場合

(2) 本事業所からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、本事業所から退居していただくことがあります。

- ① 入居者が、契約締結時のその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入居者による、サービス利用料金の支払いが遅滞し、幾度の催告にもかかわらず1ヵ月以上これを支払われない場合
- ③ 入居者が、故意又は重大な過失により本事業所又はサービス従事者もしくは他の入居者等の財物・信用を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入居者の行動が他の入居者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、入居者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ 入居者が原則として連続して3ヵ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ 入居者が他の介護保険施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 円滑な退所のための援助

入居者が本事業所を退所する場合には、入居者の希望により、本事業所は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の支援を行います。

- ① 病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業所の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8. サービス提供における本事業所の義務

本事業所は、入居者に対してサービス提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 入居者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② 入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、入居者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、入居者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新のために必要な援助を行います。
- ⑤ 入居者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご入居者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
ただし、複写費用については、1部につき10円をいただきます。
- ⑥ 入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、入居者または他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を保管するなどして、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 本事業所及びサービス従事者またはその他の職員は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏えいしません。(守秘義務)ただし、入居者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供します。
また、入居者の円滑な退居のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、入居者の同意を得て行います。
- ⑧ 本事業所は、当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のために、必要な措置を講じなければならないものとします。
感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のために、定期的に研修を開催し、介護職員その他の職員に対する研修を月1回程度、定期的に開催し、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- ⑨ 本事業所は、当該事業所における介護事故の発生又は再発することを防止するために、必要な措置を講じなければならないものとします。
事故発生の防止のために、委員会及び介護職員その他の職員に対する研修を月1回程度、定期的に開催し、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- ⑩ 本事業所は、入居者が、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備します。
褥瘡が発生しないために、委員会及び介護職員その他の職員に対する研修を月1回程度、定期的に開催し、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- ⑪ 本事業所は、介護職員の勤務体制の確保について、次に定めるとおりの職員を配置します。
 - ・日中は、各ユニットに常時1人以上の介護職員を配置します。
 - ・夜間及び深夜においては、ユニットごとに1人以上の介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置します。
 - ・ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置します。
- ⑫ 上記の各事項について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。

9. 事業所利用の留意事項

本事業所のご利用にあたって、事業所に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

① 持ち込みの制限

入居にあたり、安全上又は円滑な介護等を行うために支障のあるものの持ち込みは禁止します。

② 面会

面会時間：9：00～20：00

面会される方は、事務所窓口にある面会記録簿に必要事項をご記入下さい。また、各フロアにて職員にお声掛けをお願いします。

なお、来訪される場合、見舞金等の金品、生もの等の持ち込みはご遠慮下さい。万一、持ち込まれた場合においても、本事業所では、盗難・劣化などに対する責任は一切負いません。また、金品の保管も一切行いません。

③ 外出・外泊

外出・外泊をされる場合は、少なくとも2日前までにお申し出をお願いします。なお、葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、届出は当日でも結構です。

④ 食事

食事が不要な場合は7日前までにお申し出下さい。それ以降は食事のキャンセルが出来ませんので、ご了承ください。

⑤ 事業所・設備の使用上の注意点

- ・居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、入居者の自己負担により現状を回復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただきます、
- ・入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分配慮します。
- ・本事業所の職員や他の入居者に対し、身体的、心理的に被害を加える等の公序良俗に反する行為を行った場合は、契約解除（退所処置）を検討します。

⑥ 喫煙

本事業所内は 所定の場所以外で喫煙しないこと

10. 損害賠償請求

本事業所において、本事業所の責任により生じた損害については、本事業所は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、本事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

